

「ふるさと納税(寄附金)」対象

大阪市市民活動推進基金

あなたの寄附で
区役所の「市民協働型
まちづくり事業」を
応援してください！

「区役所市民協働型事業」

「区役所市民協働型事業」とは…平成 20 年 12 月「大阪市市民活動推進基金」のしくみの中に、区を想う区民等の気持ちを活かすため、いただいた寄附金を区役所が市民活動団体等と協働で行うまちづくり事業の財源に充てるしくみ「区役所市民協働型事業」をつくりました。

「大阪市市民活動推進基金」は一人ひとりの志を集めて市民活動を支える基金です。活動に参加できなくても市民活動を支援することができます！！
寄附を通して「市民活動」を応援しませんか？
みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

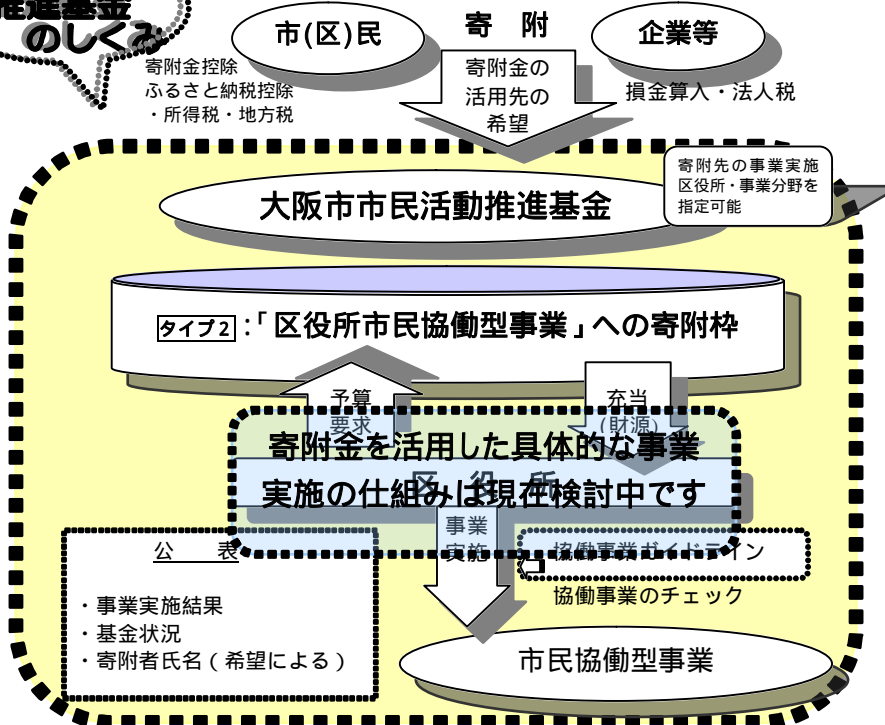
基金の特色

「事業実施区役所」「事業分野」を希望することができます。
基金へ寄附をすると「ふるさと納税(寄附金)」控除による住民税・所得税や法人税について税制上の優遇措置が受けられます。
(住民税等の減額を受けるためには確定申告が必要です)

寄附をした方が、その寄附によって、特別の利益を受けることが税法上認められた場合は、税制上の優遇措置を受けることはできませんので、ご注意ください。

ご希望いただいた活用先については、尊重させていただきますが、必ずしも希望どおりに助成できるものではありません。ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。

市民活動推進基金のしくみ



《寄附をしていただくと》

寄附金額をホームページに掲載させていただきます。

ご希望に応じて寄附していただいた方のお名前や企業名・団体名をご紹介します。

寄附をしていただいた方には「受領書」とお礼状を送らせていただきます。(10万円以上の寄附をいただいた方に市長感謝状を、また、個人の方で100万円以上のご寄附をいただいた方に記念品を贈呈しています)

また現在、個人の方で1万円以上のご寄附をいただいた方に「ふるさと納税(寄附金)記念品」として大阪市「ミュージアムご招待券」をプレゼントいたします。

この基金を活用した具体的な事業は、平成 21 年度中に各区で計画し、平成 22 年度から実施予定です。

市民活動推進基金に 寄附したいと思ったら・・・

「市民局」もしくは「各区役所」
にお申込みください

寄附申込書を手にするには・・・

1. 市役所・区役所等に寄附申込書を設置しています。

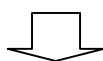
(「ふるさと納税(寄附金)申込書」でもお申込みが可能です。ただし、活用先ご希望が記入できませんので、詳しくは下記までご相談ください)

2. お電話でご請求ください。

寄附申込書・返信用封筒を郵送します。

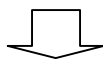
3. ホームページ(大阪市市民局)からダウンロード

いただけます。下記アドレスからダウンロードしてください。



市民局もしくは区役所へご持参または郵送・
ファクシミリ・メール等でお送りください。

「納付書(お振込み用紙)」
をお送りします。



納付書により、お近くの銀行または郵便局などの金融機関でお振込みください。(振込み手数料はかかりません。)

納付済み書が金融機関から市に送付された後、「受領書」を送付させていただきます。

「大阪市市民活動推進基金」には市民活動団体を応援する「市民活動団体支援型事業」のしくみもございます。「区役所市民協働型事業」とは別に、もしくは同時に、「市民活動団体支援型事業」のタイプにも寄附することが可能です。詳しくは下記までお問合せください。

みなさまのご協力をよろしくお願いいたします

大阪市市民活動推進基金への寄附のお申込み・お問合せ先(代表)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市市民局 市民活動担当 TEL 06-6208-7306

FAX 06-6202-7074

E-MAIL ca0028@city.osaka.lg.jp

HP: <http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/000006317.html>

各区役所でもお申込・お問合せを受付けています。各区役所の連絡先は「暮らしの便利帳」や「大阪市HP」等をご覧ください。

「ふるさと納税(寄附金)」控除など 税制上の優遇措置について

(個人の場合)

「ふるさと納税(寄附金)」控除とは、直接、個人住民税額から控除する「税額控除方式」です。5千円を超える部分の寄附金額が個人住民税及び所得税から控除対象となります。(ただし一定の制限があります。)

【個人住民税の税額控除額の計算方法】

と の合計額を税額控除

(控除対象限度額は総所得金額等の30%になります)

(地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × 10%

(地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) ×

(90% - 0~40%)

寄附者に適用される所得税の限界税率 ↑

(の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度)

寄附金控除等の手続き

寄附金控除を受けるためには、寄附をした年の翌年に、確定申告が必要です。

確定申告等の税の申告をする際、大阪市が発行する「受領書」を添付してください。

(住民税の寄附金控除のみを受ける場合は住民税の申告が必要です)

寄附金税制(ふるさと納税)について詳しくは
大阪市財政局ホームページをご覧ください
<http://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/>

お問合せ先

お住まいの区を担当する市税事務所(個人市民税担当)

相続税について

寄附金は全額非課税になります。

(法人の場合)

法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず、全額損金算入できます。

所得税・相続税や法人税など国税に対するお問い合わせは、管轄する税務署等にお問合せください。

「ふるさと納税(寄附金)」対象

平成 年 月 日

大阪市長 あて

大阪市市民活動推進基金 区役所市民協働型事業 寄附申込書(タイプ2)

私は、「大阪市市民活動推進基金」の目的に賛同し、大阪市に対して次のとおり寄附します。

寄附金額 円

寄附者	住所(所在地)	〒		
	ふりがな	生 年 月 日		
	氏名又は 団体名・会社名 (代表者名)	明 大 昭 平	.	.
	電話番号			

※情報の公開について

寄附者の住所・電話番号は公表しません。寄附金額は公表させていただきます。

Q：寄附者のお名前などを公表してもよろしいですか？ (いずれかに○をつけてください。)

- 1：名前・寄附金額を公表してもよい
- 2：名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない
- 3：名前は公表してほしくない

※寄附の活用先の希望について

寄附の活用先に希望がある場合は、次の2つの活用先の中から選んでご記入ください(複数選択可)。

事業実施区役所	事業分野
区役所	※下の協働分野一覧から、希望する分野の番号をご記入ください。 (複数でも可)

【協働分野一覧】

1 保健・医療・福祉の増進	7 地域安全	13 科学技術振興
2 社会教育の推進	8 人権擁護・平和の推進	14 経済活動活性化
3 まちづくりの推進	9 国際協力	15 職業能力開発・雇用機会拡充
4 学術・文化・芸術・スポーツ振興	10 男女共同参画	16 消費者保護
5 環境保全	11 子どもの健全育成	17 市民活動支援
6 災害救助	12 情報化社会	

市民活動団体支援型事業へもご寄附いただける方は下記に金額をご記入ください。

大阪市市民活動推進基金市民活動団体支援型事業	上記寄附金額の内 円
------------------------	---------------

(ご注意) 大阪市では上記以外の目的の寄附金もございます。詳しくはお尋ねください。

また、ご希望いただいた活用先については、尊重させていただきますが、必ずしも希望どおりに助成できるものではありません。ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。

また、大阪市では、電話等による寄附金のお願いや納付書以外を利用したお支払いはご案内していません。寄附をかたった詐欺行為には十分にご注意ください。

基金に関する問い合わせ・郵送先

大阪市役所 市民局 市民活動担当 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
TEL:06-6208-7306 FAX:06-6202-7074 MAIL:ca0028@city.osaka.lg.jp